

新型コロナウイルス等感染症対策調査特別委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和3年1月21日（木）

午前10時00分 開会

午前11時59分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（11名）

委員長	呉屋 等
委員	伊佐文貴
委員	上里広幸
委員	濱元朝晴
委員	知念秀明
委員	—

副委員長	伊佐哲雄
委員	又吉亮
委員	宮城力
委員	宮城司
委員	屋良千枝美
委員	伊波一男

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（1名）

議長	桃原朗
----	-----

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（1名）

健康推進部 次長	松本勝利
-------------	------

○ 参考人（0名）

○ 議会事務局職員出席者（3名）

庶務課長	仲村厚子
主任主事	渡嘉敷真

議事係長	平田駒子
------	------

○ 協議案件

説明聴取（健康推進部）

意見書（案）について

新型コロナウイルス等感染症対策調査特別委員会 会議録（要旨）

令和3年1月21日（木）

○呉屋等 委員長 ただいまから新型コロナウイルス等感染症対策調査特別委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

【協議事項】

説明聴取について

○呉屋等 委員長 健康推進部からワクチン接種に関して説明していただき、その後、委員から質疑を行いたい。

（健康推進部次長、資料の説明を行う。）

○伊波一男 委員 ワクチン接種に関し、専門の部署を設置する予定はあるか。

○健康推進部次長 現時点では健康増進課の予防課係に担当主査を配置している。状況に応じてプロジェクトチームを発足するか検討しているところである。

○伊波一男 委員 人員が不足すると職員の負担が増えると考えますが、いかがか。

○健康推進部次長 那覇市がコロナワクチン接種推進室を設置するとの報道があったが、本市では業務量や時期について精査を行っている段階である。

○伊波一男 委員 医療機関との調整は既に始まっているのか。

○健康推進部次長 中部地区医師会と意見交換を行っている。

○知念秀明 委員 医療従事者向け先行接種及び医療従事者向け優先接種についても市町村が主体となるのか。

○健康推進部次長 県が主体である。その後の高齢者向け優先接種やその他の方への接種は市町村が主体となって行う。

○知念秀明 委員 接種は全ての年齢で受けられるのか。

○健康推進部次長 海外において16歳未満の臨床データがないため、接種は16歳以上になるのではないかと報道を確認している。

○知念秀明 委員 資料に「接種費用の確保」という記載があるが、詳細を伺いたい。

○健康推進部次長 医療機関に支払う費用について記載した項目である。なお、ワクチン接種に係る費用は国の全額補助となる。

○知念秀明 委員 接種場所はどこを検討しているのか。

○健康推進部次長 現在のところ、供給がどの程度あるのか不明である。供給予定の

ファイザー社製ワクチンはマイナス75度で保管する必要があることから、集団接種が想定される。本市の人口10万人に2回接種すると20万回分が必要となる。高齢者へのインフルエンザワクチンの接種率が50%程度であることや接種年齢が示されることを勘案しても相当な人数となるため、市立体育館や屋内運動場、勤労者体育センターなどを検討しているところである。

○伊佐文貴 委員 安全性について伺いたい。

○健康推進部次長 国において有効性や安全性を確認した上で市町村が接種を行うと理解している。中国でウイルスが発見されてから1年以内にワクチンが開発されており、感染予防に対する有効性などが示されていない等の情報が報道されていることは認識している。ワクチン接種は義務でないため、市民が接種について判断できるよう、しっかりと情報提供を図ってまいりたい。

○又吉亮 委員 接種を行う医師の確保は市町村が行わなければならないのか。

○健康推進部次長 そのとおりである。1月5日に県説明会が行われたが、参加者から県の調整を求める意見があった。実施主体は市町村であるが、県の調整等は必要と考えている。

○又吉亮 委員 人員確保は市が行い、広域的な調整は県が行うとの認識でよいか。

○健康推進部次長 そのとおりである。

○又吉亮 委員 インフルエンザワクチンを接種した方がコロナウイルスのワクチンを接種する際、どの程度の期間を置かなければならないか。

○健康推進部次長 把握していない。情報が示された段階で報告したい。

○又吉亮 委員 インフルエンザワクチンとの関係性が示されていない段階で接種通知を送る場合、インフルエンザワクチン接種者を除いて通知を行うのか。

○健康推進部次長 一部の対象者を除いて通知することは難しいと考えるため、国から接種に問題がある例についての情報が示された場合は、通知文の中に案内を同封して接種を控えていただく必要があると考える。

○又吉亮 委員 インフルエンザワクチン接種者の情報は把握しているか。

○健康推進部次長 資料を持ち合わせていないため、詳細な答弁ができない。

○宮城力 委員 ワクチンの有効性について伺いたい。

○健康推進部次長 海外の臨床試験で90%以上の有効性が示されたとの報道があることは承知しているが、人種等が異なるため、同様の効果があるかは不明である。現在、国が有効性について確認を行っていることと認識している。

○上里広幸 委員 ワクチンの接種を拒否することはできるのか。

○健康推進部次長 義務ではなく、受ける方が判断すると認識しているが、集団免疫

を獲得することが感染拡大防止につながると考えるため、市としては受けていただくよう取り組んでまいりたい。

○上里広幸 委員 拒否しても罰則はないと理解してよいか。

○健康推進部次長 そのように認識している。

○知念秀明 委員 人口の何%が接種すれば感染拡大防止につながるのか。

○健康推進部次長 詳細は把握していない。

○知念秀明 委員 今後、国等から集団免疫に関する接種割合についての情報が示されると考える。それに従って市民に接種を促していただきたい。

○健康推進部次長 都市部や地方などによっても変わってくると考えるが、集団接種の必要な割合が示されれば接種の促進にもつながると考えるため、情報が入れば周知を図ってまいりたい。

○屋良千枝美 委員 集団接種について市民への説明会は予定しているか。

○健康推進部次長 現時点で市民向けの説明会は難しいとの認識である。ホームページやSNS等を活用しながら情報発信を行いたい。市報については、毎月1回の発行になるため、記事の内容を2か月前に決定する必要がある、タイミングによっては対応できないことも考えられる。

(委員長交代あり)

○呉屋等 委員 接種者への通知は住民基本台帳のデータを使って行うのか。

○健康推進部次長 そのとおりである。

○呉屋等 委員 基本的には居住地で接種すると伺ったが、住民票を移していない方が接種できなくなる可能性はないか。

○健康推進部次長 国保連合会を通じた請求手続も進めており、例外的な方も受けられる仕組みとなっている。

○呉屋等 委員 ワクチン接種の優先順位を市が決めることは可能か。

○健康推進部次長 短期間で全住民に接種しなければならない状況の中、市町村の考え方を反映すると混乱が生じる可能性もある。国は「医療従事者等」と示していることから弾力的な部分はあると考えるが、基本的には国が示した優先順位で進めていく形になると考える。

○呉屋等 委員 1会場当たりどの程度の人員が必要か。また、市職員の動員はどのくらいになると想定しているか。

○健康推進部次長 委託できる部分は委託してまいりたい。ワクチンの供給量や医師の数が未確定な状況であり、どの程度の人員が必要かは不明である。

○濱元朝晴 委員 接種会場について伺いたい。

- 健康推進部次長 市立体育館、屋内運動場、勤労者体育センターの3か所を検討している。
- 濱元朝晴 委員 3か所同時に行うのか。
- 健康推進部次長 人員等の関係から複数か所で行うことは難しいと考える。
- 濱元朝晴 委員 コンベンションセンターで行う考えはないか。
- 健康推進部次長 同施設は県の施設であるが、どの程度の期間押さえておく必要があるか不明な状況があるほか、使用料が発生することもあり、できる限り市の施設で対応したいと考えている。
- 濱元朝晴 委員 コンベンションセンターもぜひ検討していただきたい。
- 呉屋等 委員長 引き続き、沖縄県の緊急事態宣言及び市の対応について説明いただきたい。

(健康推進部次長、資料の説明を行う。)

- 上里広幸 委員 市の施設は緊急事態宣言下でも午後8時まで利用できるが、スポーツ大会開催の判断は主催者が行うのか。
- 健康推進部次長 そのとおりである。緊急事態宣言が発出されている状況等を踏まえ、感染リスク等を勘案して判断していただきたい。
- 伊波一男 委員 幼稚園、小中学校は通常どおり登校することとなっているが、部活動についてはどうなるのか。
- 健康推進部次長 詳細は把握していないが、時間短縮や朝練を行わないなど限定的に実施すると伺っている。

【協議事項】

意見書(案)について

- 呉屋等 委員長 臨時議会の招集請求を行うため、意見書の件名を先に決定したいが、よろしいか。
- (「異議なし」という者あり)
- 呉屋等 委員長 件名については、新型コロナウイルス感染症の影響に係る支援を求める意見書としたいが、よろしいか。
- (「異議なし」という者あり)
- 呉屋等 委員長 県職員からの意見聴取については、緊急事態宣言等も発出される中で大変多忙であるため、対応できないとのことであった。そのため、県医師会の玉城医師に意見書(案)を見ていただき、御意見を頂いた。その内容について読み上

げたい。

(呉屋等委員長、資料の読み上げを行う。)

- 呉屋等 委員長 玉城医師の見解も参考にしながら、会派に持ち帰って検討していただきたいが、現時点で意見書(案)について御意見のある委員はあるか。
- 又吉亮 委員 5番について、玉城医師は子供より高齢者のリスクのほうが高いと指摘しているが、意見書(案)は感染リスクに関する趣旨ではなく、感染等により子供の預け先が見つからないことについての要望と認識している。今後、意見書を読む方に誤解を生じないように、わかりやすく表記をしたほうがよいのではないか。
- 伊佐文貴 委員 1歳未満の乳児は重症化のリスクがあるとの報道も把握している。子供の年齢も様々であるため、記載の仕方をどのようにしたらよいか。
- 伊波一男 委員 身近に頼る人がいない状況の方もおられる。以前、公明党が提案した際は乳幼児を想定している。子供の記載の仕方は検討の余地もあると考える。
- 呉屋等 委員長 「保護者が」と主語を記載した方がよいと考える。また、乳幼児と記載するほうがよいかはまた検討する必要があるのではないか。
- 又吉亮 委員 「家庭内において保護者が」と追記するのはどうか。
- 呉屋等 委員長 玉城医師は医師の立場での御意見であり、本委員会は今まで意見聴取してきた内容を踏まえて提案することも重要である。
- 又吉亮 委員 このままの文案では、別の意図で解釈される可能性もあるため、記載の見直しも検討する必要がある。
- 呉屋等 委員長 会派に持ち帰って検討していただきたい。また、1番について、全県民に対するPCR検査は難しいことから、対象を絞って表記してはどうか。
- 伊佐哲雄 委員 「希望者は」としてはどうか。
- 呉屋等 委員長 表現の仕方について会派で調整していただきたい。
- 伊波一男 委員 医師の立場からすると、全県民に検査を行った場合、陽性と判明する方が増えるため医療が崩壊するとの趣旨であると理解する。「PCR検査を希望する方は」と限定してはどうか。
- 伊佐哲雄 委員 次回の委員会はいつ開催するか伺いたい。
- 呉屋等 委員長 26日の予定である。認可保育園長会からの意見聴取の後に意見書(案)への各委員の意見を伺う。その後の予定としては、28日には意見書(案)を決定し、29日の議会運営委員会を経て2月1日に臨時会を開く予定である。また、玉城医師とのオンライン会議を28日午前10時から行いたい。その際、事前に質問をまとめて送っておいてはどうかと考えているため、次回の26日の委員会で各委員に伺いたいが、いかがか。

○又吉亮 委員 費用弁償についてはどうなるのか。

○議会事務局 参考人として招致する場合と議員研修の講師として依頼する場合の2つのパターンが考えられるが、それぞれ課題がある。参考人として出席依頼を行う場合の1つ目の課題は、オンラインで参考人を出席させることができるかということである。参考文献や法令には、出頭が必要とされており、オンラインでの出席が出頭に当たるかは不明である。2つ目の課題は、参考人として出席した場合、費用弁償を支払うことができるかという点である。これについてもさらに調査する必要がある、まだ見解を示すことが難しい。

議員研修として講演依頼を行う方法であればオンラインでも可能であると考えますが、議員全体の研修となるため、各派代表者会議を開く必要がある。また、全議員対象とする場合、密を避けるため議場で開催することとなると考えるが、議場でオンライン会議を行うことができるかの検証も必要となる。

第3常任委員会室で委員のみを対象に講演していただく方法も考えられるが、全議員を対象とした研修費を委員会で使用してよいか各派代表者会議に諮る必要がある。

○又吉亮 委員 先方が費用弁償を不要とした場合、参考人として招致できるか。

○議会事務局 文献によると、条例等に費用弁償を支払わなくてよいとの規定があれば支払わなくてよいとされているため、費用弁償の支払いと出席はセットになっている可能性もあり、さらに調査する必要がある。

○呉屋等 委員長 オンライン会議は先例がないが、本市議会から先例を作っていく姿勢で進めてはどうか。

○上地安之 議長 様々な課題があるとのことだが、特別委員会でオンライン会議について検討を進めることは可能なのか。

○呉屋等 委員長 各派代表者会議で特別委員会への研修を認めていただけるかが鍵になると考える。

○上地安之 議長 議員研修を特別委員会の委員のみの参加で行うことは可能なのか。

○議会事務局 各派代表者会議では、全議員対象として設けられた研修予算を委員会で使用してよいかということを確認していただくことになる。参考人としての招致は、現段階で規則等を読み込めておらず、全国市議会議長会にも問合せする予定であるため、時間的には間に合わないと考える。

○上地安之 議長 本来は議員全員のための研修費であるが、各派代表者会議で認められれば委員会での使用が可能と理解してよいか。

○議会事務局 そのとおりである。議場を使用してオンライン会議が可能かは明日ま

でに業者を呼んで検証するが、議場システムへの影響も懸念されるため、ハードルは高いと見込んでいる。議場で対応できない場合は第3会議室を会場とし、内容を録画して委員以外の議員も後で視聴できるように対応する方法も検討している。

○**上地安之 議長** 議員研修としての位置づけとし、各派代表者会議で了承を頂く流れで進めていただきたい。

○**呉屋等 委員長** 各派代表者会議では、委員会が先にオンラインで研修に参加させていただき、その後は全議員が録画等を視聴できるような体制を整えることで全員が同じ情報を共有できるという説明を行ってまいりたい。

○**上地安之 議長** 各派代表者会議が円滑に進められるよう、各委員から会派長へ事前に説明していただきたい。

○**呉屋等 委員長** 意見書の要請行動については、相手もあることから、今後相談しながら進めてまいりたい。

○**呉屋等 委員長** 以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

閉会時刻（午前11時59分）